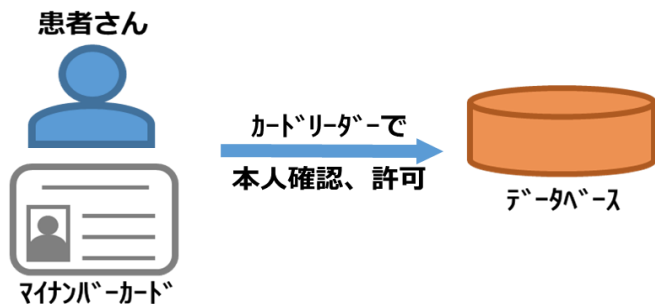


マイナンバーカードを使用する方へ

保険証原本での確認に代わり、マイナンバーカードを用いて保険情報等（保険証の情報、特定健診情報、薬剤情報）を医療機関へ提供することができるようになりました。以下の流れで、医療機関は保険情報等取得します。

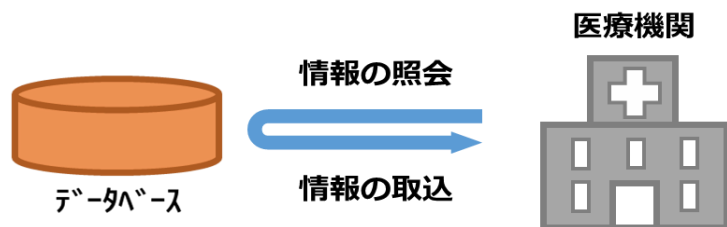
《STEP1》

患者さんが、マイナンバーカードを用いて顔認証付きカードリーダーにより本人確認を行い、国が用意したデータベースへの医療機関からの情報の照会、取得に対して許可を出します。



《STEP2》

医療機関がデータベースへの照会を行います。マイナンバーカードを使用した方の有効な保険情報等を取得します。



★お願いと留意点★

受付前にカードリーダーを用いて、本人確認、許可を行ってください。カードリーダーは総合案内、総合受付に配置しています。カードリーダー使用後の受診の流れは今までと変わりません。

初めてマイナンバーカードを保険証の代わりに使用する場合は、マイナポータル等で事前に利用申し込みを行ってください。受診当日の利用申請は、当院の顔認証付きカードリーダーで行ってください。

保険証原本での確認と同様に、月1回及び保険資格の変更時にカードリーダーでの操作を行ってください。ただし、特定健診情報、薬剤情報を提供する方は、情報提供の許可を行う必要があるため受診の度に操作が必要になります。

操作中に求められる顔認証、パスワードを3回間違えるとパスワードがロックされます。各市町村窓口にて、ロック解除をお願いします。
※病院ではロックを解除することができません。

マイナンバーカードを使用した場合、当院のシステムへ保険情報を取り込む必要があります。マイナンバーカードを使用した旨を受付担当者（今まで保険証を提示していた受付）へお伝えください。

一部の保険証、労災、生活保護、医療費助成制度の受給者証等は対象外です。今まで通り、受付窓口へ原本を提示する必要がある証書があります。原本の提示が必要な場合はお声かけいたします。